



平成27年11月6日

各 位

会 社 名 ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社
代表者名 代表取締役社長 小 林 武 司
(コード：2538 東証第二部)
問合せ先 執行役員 財務計画部長 柚 義 継
(電話番号 06-6444-5293)

平成27年9月期決算短信の開示時期の延期並びにこれに係る経緯として当社代表取締役
会長への便宜供与に係る疑義に対する独立調査委員会の調査及び当該調査の結果を踏
まえたガバナンス体制の検討等に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本日予定しておりました平成27年9月期決算短信の開
示時期を延期することを決議いたしました。これに係る経緯を以下のとおりお知らせいたします。

I 平成27年9月期決算短信の開示時期の延期に至る経緯の概要

当社は、当社の会計監査人である栄監査法人から、平成27年9月期の監査の過程で当社代表取
締役会長盛田英夫（以下「会長」という。）個人又はその同行者の交通費の経費支出についての
異常性の指摘を受けて確認したところ、使途不明分があることが判明するに至り、また、会長の
実質的支配があるとみられる法人（モリタフードサービス㈱（以下「MFS社」という。））に
対する貸付金の回収処理の妥当性や、会長と一定の関係があるとみられる個人の経営する法人に
対する業務委託料の金額の合理性についても指摘がなされ、平成27年7月30日、栄監査法人から、
当社において会長への便宜が図られている疑義（以下「本件疑義」という。）は、経営者（特に
上級経営者）が関与していると考えられる場合に当たり、従業員、経営者又は第三者による共謀
の可能性も検討しなければならず、外部調査が必要である旨が当社役員に告げられました。

これを受けて、当社は、本件疑義について、外部専門家により、その専門的・客観的な見地に
基づいて、事実関係等の調査・分析及びこれに対する法的評価が行われる必要があると判断し、
平成27年8月に、当社と利害関係を有しないTMI総合法律事務所及びアンダーソン・毛利・友常
法律事務所に対し、調査委員会（以下「本件独立調査委員会」という。）の設置を依頼し、本件
独立調査委員会より、同年10月15日付で調査報告書（以下「本件調査報告書」という。）を受領

しました。

本件調査報告書では、再発防止に向けた提言として、再発防止策として会長の取締役退任と取締役会の構成において少なくとも過半数は会長と無関係な取締役によって占められるべきであること等が述べられております。

また、栄監査法人から、平成27年10月27日付で、当社の監査役会宛に「金融商品取引法第193条の3第1項の規定による財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれのある法令違反等事実の通知」（別紙1）及び「会社法第397条1項に基づく取締役の不正の行為等の報告」がなされております。そのうち、前者の通知では、本件調査報告書のほか類似案件の存否も含め、速やかに事実関係の調査が必要と考えており、適切な措置をとることを求める旨の指摘がなされています。

そこで、当社としては、本件調査報告書を踏まえると、類似案件の存否を含めた追加調査を行う必要があり、その結果及び栄監査法人から過年度決算の訂正の要否の検討が必要である旨の指摘を受けていることも踏まえ過年度の財務諸表の修正の要否（平成25年9月期に計上したMFS社に対する貸付金に係る貸倒引当金の一部を平成24年9月期に計上する必要があったか否か等）や財務報告に係る内部統制の重要な不備の有無を判断する必要があるものと考えており、平成27年11月2日、本件独立調査委員会に対し、本件調査報告書に加えて、追加調査を依頼しました（なお、当初の調査における本件独立調査委員会の委員の構成については、別紙2の第1の3をご参照下さい。追加調査においては、公認会計士 田淵正信氏、公認会計士 河江健史氏の2名が新たに調査委員会の委員として参加する予定です。）。追加調査については、現時点では、本件独立調査委員会が、追加調査の範囲を検討しており、その範囲を踏まえて、追加調査の報告日が決定されることとなりますが、その期日は確定しておりません。ただ、当社としては、追加調査を踏まえて、予定どおり、平成27年12月中に定時株主総会を開催することを目標としております。

以上の状況から、平成27年9月期の決算数値については、追加調査の結果を踏まえた上で数値を確定する必要があるため、決算短信の公表は延期いたしました。なお、平成27年9月期の決算数値に関する現時点での見通しにつきましては、本日付で開示いたしました「平成27年9月期 通期業績見込みのお知らせ」記載のとおりとなっておりますが、追加調査の結果を踏まえて、速やかに、平成27年9月期の決算数値、並びに、過年度の決算の修正の要否及び財務報告に係る内部統制の重要な不備の有無についても公表する予定です。

また、これらを踏まえて、当社は、再発防止策として今後のガバナンスの体制について検討しておりますが、本件調査報告書の提言を真摯に受け止め、提言を受け入れる方向で考えております。具体的には、会長は追加調査の結果公表時に取締役を退任する意向を示しており、また、当社としては、健全な監視監督機能の強化のため、監査等委員会設置会社への移行も含めた体制の変更を検討しております。その他、取締役会の構成につきましても、社外取締役の選任も含め、少なくとも過半数は会長と無関係な取締役によって占められるように人選を検討する予定です。なお、今後の取締役会の構成の人選にあたって、独立性の高い社外役員を中心とする諮問委員会を設置し、当該諮問委員会の意見も踏まえ決定することを予定しております。これらの体制の詳細

細につきましては、追加調査の結果等も踏まえ、確定次第、改めて公表する予定です。

当社役員の責任については、追加調査の結果を踏まえて検証していく方針です。

株主の皆様をはじめ関係者の皆様にご心配とご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げますとともに、経緯及び今後の対応等について適宜ご報告申し上げます。

また、当社は、本件独立調査委員会の本件調査報告書で指摘を受けた事項を真摯に受け止め、今後、新たな経営体制やガバナンス体制を構築し、株主その他ステークホルダーの皆様からの信頼回復を目指してまいりますので、何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い致します。

II 本件調査報告書の内容

本件独立調査委員会の確認を得た上で、当社にて作成した本件調査報告書の要約版（別紙2）をご参照下さい。

III 本件調査報告書を踏まえた当社の対応

1. 経営体制の一新

本件調査報告書では、再発防止に向けた提言として、再発防止策として会長の取締役退任と取締役会の構成において少なくとも過半数は会長と無関係な取締役によって占められるべきであること等が述べられております。当社は、再発防止策として今後のガバナンスの体制について検討しておりますが、本件調査報告書の提言を真摯に受け止め、受け入れる方向で考えております。

具体的には、代表取締役会長盛田英夫は、追加調査の結果公表時に、退任の意向を示しております。また、当社としては、健全な監視監督機能の強化のため、監査等委員会設置会社への移行も含めた体制の変更を検討しております。その他、取締役会の構成につきましても、社外取締役の選任も含め、少なくとも過半数は会長と無関係な取締役によって占められるように人選を検討する予定です。なお、今後の取締役会の構成の人選にあたって、独立性の高い社外役員を中心とする諮問委員会を設置し、当該諮問委員会の意見も踏まえ決定することを予定しております。これらの体制の詳細につきましては、追加調査の結果等も踏まえ、確定次第、改めて公表する予定です。

2. 追加調査による過年度への影響の確認

追加調査において今後認定される事実関係に基づき、過年度の有価証券報告書及び内部統制報告書並びに決算短信において訂正が必要な場合は、速やかに開示を行う予定であります。

IV 今後の再発防止

上記Ⅲ1.の経営体制の一新の他、追加調査の結果を踏まえて具体的な内容を決定していくこととなりますが、現時点では、本件調査報告書を踏まえ、以下を重点項目とし、再発防止に努める所存です。

- ・ 主要子会社における経営体制の一新
- ・ 財務および経理に関する体制強化
- ・ 会長の“当主意識”に起因する有形無形の影響力の払拭（保証契約の早期解決等）
- ・ 上記影響力を払拭するための新たな行動規範の策定と社内教育の徹底
- ・ 役員、社員に対するコンプライアンス教育の一層の徹底
- ・ 現コンプライアンス通報窓口（ヘルプライン）の不正等の内部通報窓口としての機能強化
- ・ 再発防止に係る諸規則、諸規定の改訂

V 今後の日程

平成27年12月22日 第79回定時株主総会の開催予定

なお、追加調査の報告日や範囲等及び平成27年9月期決算短信の内容が確定しましたら、追ってお知らせ致します。

(以下余白)

**金融商品取引法第193条の3第1項の規定による財務計算に関する書類の
適正性の確保に影響を及ぼすおそれのある法令違反等事実の通知**

平成27年10月27日

ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社
監査役会 御中

栄監査法人

代表社員 玉置 浩一
業務執行社員

業務執行社員 市原 耕平

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、貴社の平成26年10月1日から平成27年9月30日までの連結財務諸表の監査を実施しておりますが、その過程において、別紙に記載のとおり、金融商品取引法第193条の3第1項に規定する貴社の財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれのある法令違反等事実を発見いたしましたので通知いたします。

これらの事実関係については、当監査法人の指摘に基づき、調査が実施されましたが、初期的調査であるため、その調査の対象範囲は当監査法人の指摘した事項を中心としたものであります。したがって、「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」（日本弁護士連合会）に準拠した第三者委員会を設置するなどの適切な方法により、初期的調査の結果のほか類似案件の存否も含め、速やかに事実関係を調査することが必要と考えております。そのうえで、当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置をとっていただくようお願いいたします。

また、当該法令違反等事実が貴社の財務計算に関する書類の適正性の確保に重大な影響を及ぼすおそれがあり、貴社による適切な措置がとられず、当該重大な影響を防止するために必要があると認められた場合には、金融商品取引法第193条の3第2項の規定に従い、平成27年11月24日に、当該事実に関する意見を当局（内閣総理大臣（金融庁長官））に申し出る予定です。

なお、当該事項につきましては、貴社取締役会に対しても本日、報告する予定です。

以上

(別紙)

1. モリタフードサービス㈱から盛田アセットマネジメント㈱への貸付行為

モリタフードサービス㈱(以下、「MFS社」という)は、平成22年9月から平成27年2月までの間、貴社の代表取締役会長 盛田英夫氏 個人が、実質的に支配し、かつ、平成22年9月から平成24年11月までの間、代表取締役を務めていた会社です。また、盛田アセットマネジメント㈱(以下、「アセット社」という)は、盛田英夫氏 個人が実質的に支配し、かつ、現在に至るまで代表取締役を務めている会社です。

貴社は、MFS社に対し、貸付金等の債権(平成24年9月30日残高 2億4,697万円、以下、「本件債権」という)を有していますが、その弁済がしばしば遅滞し、平成25年12月以降は一切弁済がなされておりません。貴社の平成25年9月期決算においては、その全額に対して貸倒引当金が計上されており、平成27年9月30日現在においても、2億2,679万円の未返済残高が存在しています。

このような状況の中で、MFS社は、平成24年10月9日に事業の一部を譲渡し、事業譲渡代金3億3,000万円を受領しており、貴社に対する本件債権全額の弁済が可能であったにもかかわらず、盛田英夫氏の意向により、本件債権の弁済には一切充てることなく、同月15日にアセット社に対し2億6,000万円の貸付を行っていた(以下、「本件行為」という)事実が判明いたしました。

アセット社は、財政状態が著しく悪化しており、MFS社からの借入金を返済できる可能性は乏しく、一方、MFS社も、このアセット社への貸付金が回収できない限り、本件債権の貴社への返済原資となる資産はなく、かつ、残った事業の経営成績も良好とはいえません。このため、盛田英夫氏の本件行為により、貴社としては、本件債権が回収不能となったものと思われま

す。なお、盛田英夫氏の本件行為については、初期的調査の報告書において、貴社の代表取締役の地位にありながら、MFS社の代表取締役として、自らが実質的に支配するアセット社に対し、回収が不能であることを認識し、あるいは認識すべきでありながら貸付を行い、アセット社の利益ないしそれを通じて自己の利益を図り、貴社のMFS社に対する債権を回収不能にする形で貴社の利益を犠牲にしているものであり、貴社の取締役としての忠実義務・善管注意義務に著しく反するものである、と評価されています。

2. 貴社代表取締役会長 盛田英夫氏による業務関連性の不明な交通費支出

盛田英夫氏には、貴社からJRエクスプレスカードが貸与されており、利用履歴によると、平成26年4月から平成27年3月の1年間に、総額751万8,000円分が利用されています。この利用履歴には明確な摘要は表示されておりませんが、個々の利用金額を分析したところ、新幹線回数券を購入した場合の単価の倍数となっている履歴が発見されました。これらを集計すると、すくなくとも235万8,000円(168枚分)が回数券を購入したものと推定されます。

この回数券購入分の業務関連性の有無については、明確な説明がなされておりません。また、乗車券・特急券ではなく、なぜ回数券を購入しているか、についての合理的な説明もなされておりません。この点、貴社の経費として経理処理を行うことの適切性に疑問が生じています。

なお、盛田英夫氏による上記の支出については、初期的調査の報告書において、会社の経費とすることの適切性に適う証拠及び証言がない以上、盛田英夫氏の個人的な費用を会社に支払わせることによって、会社の利益を犠牲にして盛田英夫氏が利益を得ていると評価される部分があることは否定できず、これは、貴社の取締役としての忠実義務違反、善管注意義務違反を構成する、と評価されています。

3. 業務委託料の支払の問題および取締役会の機能不全

上記2. の盛田英夫氏による行為が検出されたことに伴い、類似の行為が他にもないかという観点で検証を進めています。その結果、業務委託契約に仮託して会長と懇意な間柄の人物に対し便宜を図った疑いのある契約が、貴社の子会社である盛田㈱において下記の通り検出されました。なお、契約相手先名は匿名にしています。

(1) 盛田㈱の子会社甲社の株式譲渡に関するアドバイザー契約（譲渡先紹介）

契約相手： 有限会社X社

契約時期： 平成26年7月

金額： 1,000万円（税込）

(2) 盛田㈱の子会社乙社の株式譲渡媒介契約（譲渡先紹介）

契約相手： 株式会社Z社

契約時期： 平成23年12月

金額： 525万4,027円（税込）

(3) 盛田㈱が製造する食品・酒類に対するコンサルティング業務

契約相手： 株式会社S社

契約期間： 平成22年11月～平成27年2月

金額： 月額11万円（税込）

上記2. の事実ともあいまって、初期的調査の報告書において、現在の貴社取締役会においては、内部統制機能、とりわけ経営陣（盛田英夫氏）による不正リスクに対する内部統制機能が適切に働いていないと考えられる、と評価されています。

以上

(注) なお、栄監査法人の確認を得た上で、関連する盛田(株)の子会社であった会社名を匿名にし、また、契約相手先名のアルファベット表記も一部修正しております。

調査報告書＜要約版＞¹

定義

当社	ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社
MFS	モリタフードサービス株式会社
MAM	盛田アセットマネジメント株式会社
M&S	Morita & Sons Inc.
盛田(株)	盛田株式会社
アルカン	株式会社アルカン
会長	当社代表取締役会長盛田英夫氏
小林社長	当社代表取締役社長小林武司氏
松本副社長	当社代表取締役副社長松本健司氏
A氏	有限会社X社代表取締役A氏
B氏	当社執行役員、盛田(株)常務取締役、及びY株式会社 代表取締役B氏
C氏	MFS代表取締役、及び株式会社Z社代表取締役C氏
D氏	故D氏（会長の実母。2015年3月14日死去。）

¹ なお、本調査報告書＜要約版＞は、独立調査委員会の確認を得た上で、当社にて作成したものである。

第1 本調査の概要

1 独立調査委員会設置の経緯

当社の会計監査人である栄監査法人は、2015年9月期の監査の過程で、代表取締役の一人である会長個人又はその同行者の交通費の経費支出について異常性²を識別し、当社に確認したところ、使途不明分があることが発覚した。これを契機に、会長へ便宜が図られている可能性があるその他の支出等についても確認されたが、会長の実質的支配があると見られる法人（MFS）への貸付金の回収処理の妥当性や、会長と一定の関係があるとみられる個人（複数）の経営する各法人に対する各種業務委託料金額の合理性についても十分な説明及び資料提出はなされなかった。

これらの状況から、栄監査法人は、本年6月、当社において会長への便宜が図られている疑義（以下「本件疑義」という。）を否定できないと判断し、監査基準委員会報告書250「財務諸表監査における法令の検討」における「違法行為が疑われる場合」³の取扱いとすることとした。そして、本件疑義は、経営者（特に上級経営者）が関与していると考えられる場合に当たするため、従業員、経営者または第三者による共謀の可能性も検討しなければならず⁴、また、内部統制の不備を示す状況でもあること⁵から、社内調査での実効性は期待できず外部調査が必要である旨が、本年7月に当社役員に告げられた。

それを受けて、当社は、本件疑義について、外部専門家により、その専門的・客観的な見地に基づいて、事実関係等の調査・分析及びこれに対する法的評価（以下「本調査」という。）が行われる必要があると判断し、本年8月に、当社と利害関係を有しないTMI総合法律事務所及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所に対し、調査委員会の設置を依頼した。

2 本調査の目的

本調査は、本件疑義に係る事項として栄監査法人より指摘された以下の事項について、i) 事実関係及びその経緯・動機を把握し、ii) 会長の代表取締役としての善管注意義務（会社法第330条、民法第644条）及び忠実義務（会社法第355条）の違反の有無についての法的評価を行い、さらにiii) 当社内部統制システムの不備又はこれが有効に機能していないおそれについての判断を示すとともに、これらに問題が存在した時はその原因を分析し再発防止策を提言することを目的としている。

² 具体的には、会長が使用していたJRエクスプレスカードの使用履歴において、2014年の1年間で、回数券分として少なくとも168枚（2,356,000円）が存在した。

³ 監査基準委員会報告 250「財務諸表監査における法令の検討」18項参照

⁴ 監査基準委員会報告240「財務諸表監査における不正」35項参照

⁵ 日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第82号「財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の扱い」210項参照

- ①MFSへの貸付金の回収処理（MFSにおける資金移動を含む。）
- ②A氏、B氏、C氏、D氏が経営する各法人への業務委託契約料の支払
- ③会長個人又はその同行者に係る交通費の支払い
- ④その他調査の過程で本件疑義に関わる事項として発覚したもの

3 独立調査委員会の構成

独立調査委員会の構成は以下のとおりである。

- 委員長 相澤光江 TMI総合法律事務所 弁護士
- 副委員長 増田健一 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士
- 委員 相澤豪 TMI総合法律事務所 弁護士
- 委員 谷津朋美 TMI総合法律事務所 弁護士
- 委員 米田紀子 TMI総合法律事務所 弁護士
- 委員 塚本英巨 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士

なお、さらに、独立調査委員会の補助者として、相澤光江委員長の所属先であるTMI総合法律事務所の弁護士佐藤竜明及び篠原一生、並びに、増田副委員長の所属先であるアンダーソン・毛利・友常法律事務所の弁護士竹本康彦の合計3名が参加した。

4 本調査の期間

当委員会は、2015年8月17日から同年10月14日まで調査を実施した。

5 本調査の対象範囲

本調査は、栄監査法人からの指摘事項に対する初期的調査として行われたため、上記2（調査の目的）記載の①から④の事項（以下「本調査対象事項」という。）のみを調査対象としている。それ以外の事項について網羅的に調査をしたものではない。

6 第三者委員会ガイドラインへの準拠

本調査委員会は、いわゆる第三者委員会そのものではないが、その活動の指針において概ね第三者委員会ガイドライン⁶に沿っている。

第2 調査の結果

1 MFSへの貸付金の回収処理の問題（調査対象事項①）

MFSは当社の100%子会社であったが、2009年9月、当社はMFSの全株式を会長が実質的に支配しているM&Sに売却した。当社は株式売却後もMFSに対する貸付債権等の債権を有していたが、その回収可能性が見込めないとして、2011年9月期に55百万円、2012年9月期に75百万円、2013

⁶ 企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン（日本弁護士連合会）

年9月期に154百万円、2014年9月期に1百万円につきそれぞれ貸倒引当金を繰入れ、現在当社がMFSに対して有している債権227百万円全額について貸倒引当金が計上されるに至っている。

MFSは、2012年10月9日にMFSの事業の一部を事業譲渡（以下「本件事業譲渡」という。）し、事業譲渡代金3億3000万円を受け取っている。本件事業譲渡の直後の2012年10月15日、MFSからMAMに対し、2億6000万円が弁済日を2013年9月30日として貸し付けられている（以下「MAM貸付」という。）が、現在、当該貸付金が回収される見込みはない。また、本件事業譲渡代金は、MFSの当社に対する貸付金等債権の弁済には一切充てられなかった。

会長は、2010年9月30日付けでMFSの代表取締役役に就任し、2012年11月26日に辞任するまで同社の代表取締役を、その後2013年1月28日に辞任するまで同社の取締役を務めた。また、MAMは、2008年6月23日以降現在に至るまで会長が代表取締役を務めており、会長が実質的に支配していると認められる。

MFSによるMAM貸付が会長の意向に基づくものであることは、会長の説明からも認定することができる。また、MAMは、当時、事業を行っておらず、見るべき資産も収入もないなど、MAM貸付によりMAMに提供された資金が返済されると見込まれる事情はなく、会長も、そのことを認識していたといえる（実際、MFSによるMAM貸付は、その実行後、返済されていない。）。そして、会長は、MFSは全体として赤字事業であることを認識していたことからすれば、MFSが本件事業譲渡後に残った店舗の事業キャッシュフローを原資として当社に対する債務を弁済することは不可能であることをも認識していたと考えられる。それにもかかわらず、MFSは、本件事業譲渡により得た資金の大部分を、会長自らが実質的に支配するMAMに対して貸し付け、社外に流出させてしまった。そして、MFSの当社に対する弁済は、本件事業譲渡の約1年後の2013年12月以降は一切行われなくなっている。

以上からすると、本件事業譲渡に係る譲渡代金の大部分を原資としてMFSからMAMに対して行われたMAM貸付については、会長は、i) 当社の代表取締役の地位にありながら、ii) MFSの代表取締役として、自らが実質的に支配するMAMに対し、その回収が不能であることを認識しながら貸付を行って、MAMの利益（又はMAMを通じて自己の利益）を図り、iii) 当社がMFSに対する債権を回収することができなくなる形で当社の利益を犠牲にしているため、当社取締役としての忠実義務・善管注意義務に違反したと評価することができる。

2 業務委託料の支払の問題（調査対象事項②）

(1) A氏が関係する業務委託

盛田(株)は、有限会社X社（以下「X社」という。）に対し、盛田(株)の子会社（以下「甲社」という。）の株式譲渡に係るアドバイザー報酬として、2014年8月に1000万円（税込）を支払っている。

また、2014年10月から3月にかけて、当社、盛田(株)及びアルカンは、X社との間で、レコード・マネジメント業務（以下「RM業務」という。）に係る業務委託契約をそれぞれ締結しており、業務委託料は合計2944万円（税別）とされている。

この点、X社の代表取締役A氏は、会長と個人的な付き合いを有していることが窺われる上、美術商であり、必ずしもM&AやRM業務の専門家であるわけではないと思われること等から、上記の契約の合理性（価格の相当性を含む。）が調査対象とされた。

（ア）甲社の株式譲渡に関するアドバイザー契約

X社が甲社の株式譲渡先を紹介した事実を証する資料は一切示されていないこと等からすれば、紹介の事実の存在自体疑問が残る。また、X社に対する報酬額も、一般的なM&Aに関するアドバイザー費用の水準に鑑みれば、紹介のみに対する対価としては、必ずしも妥当な金額とは言いがたい。当該報酬の支払の相当性や金額の妥当性について盛田(株)側の当時の取締役によって十分に検討されたのか、大いに疑問が残る。

もっとも、A氏への支払によって会長自身が直接・間接に利益を得ている事実を裏付ける証拠までは確認されず、直ちに会長個人の取締役としての忠実義務違反を認めるまでには至っていない。

（イ）RM業務の委託契約

業務委託契約を締結することの必要性及び合理性について疑問はあるものの、RM業務自体は一定の実態を有するものと言える。また、当該業務委託契約の合理性及び報酬の相当性については、当社における意思決定の過程及び内容につき、いずれも疑念を差し挟む余地があるものの、法的にみて著しく不当、違法であると断定するに足る事実までは確認することができていない。

（2）B氏が関係する業務委託

盛田(株)は、Y株式会社（以下「Y社」という。）との間で、新商品のデザイン業務等に関する業務委託契約を締結している。この点、Y社の代表取締役B氏は、かねてから会長との個人的な付き合いを有していることが窺われること、盛田(株)の常務取締役であり盛田(株)から取締役としての報酬を得ていること、MAMがY社の株主であった時期があること、及びY社のT取締役が2011年11月28日までMAMの代表取締役であったこと等から、当該業務委託契約の合理性（価格の相当性を含む。）が調査対象とされた。

しかしながら、当該業務委託契約に基づく成果物が実在する模様であり、業務委託契約の締結自体については盛田(株)において会社法の手続が履践されているほか、B氏の説明は、不合理とまでは言い難く、これを否定する事情も特に認められない。また、途中の業務委託料の増額についても、増額金額（月額6万5000円）が高額であること等から実態に沿ったものではないとの疑いが否定できないところではあるが、増額に関するB氏の説明についての資料が存在し、B氏の説明の真実性を疑う根拠はなく、他に報酬増額の不合理性を示す具体的な事実は発見されなかった。

(3) C氏が関係する業務委託

盛田(株)は、株式会社Z社（以下「Z社」という。）との間で2011年12月16日付け株式譲渡媒介契約を締結しており、Z社に対し、盛田(株)の子会社（甲社とは別会社。以下「乙社」という。）の株式譲渡に関し、その譲渡先の紹介手数料として525万4027円（税込）を支払っている。この点、Z社代表取締役C氏は、かねてから会長との個人的な付き合いを有していることが窺われること、2012年6月にMAMの取締役役に就任し、同年11月以降現在に至るまで同社の代表取締役であること、及び2012年10月から現在に至るまでMFSの代表取締役でもあること等から、当該契約の合理性（価格の相当性を含む。）が調査対象とされた。

Z社による乙社の株式譲渡先の紹介の事実を証する資料は一切示されていないこと等からすれば、Z社による譲渡先の紹介の事実の存在自体疑問が残る。また、報酬額も、一般的な相場に照らせば、譲渡先の紹介のみに対する対価としては必ずしも妥当な金額とは言い難い。

もっとも、上記(1)の甲社の株式譲渡に関するアドバイザー契約の場合と同様に、C氏への支払によって会長自身が直接・間接に利益を得ている事実を裏付ける証拠までは確認されず、直ちに会長個人の取締役としての忠実義務違反を認めるまでには至っていない。

(4) D氏が関係する業務委託

2010年10月31日、盛田(株)は、株式会社S社（以下「S社」という。）との間で、盛田(株)が製造する食品・酒類に対するコンサルタント業務を委託業務とする業務委託契約を締結し、2015年2月まで、業務委託料として同社に対し月額11万円（税込）を支払っていた。

当該業務委託契約締結当時のS社の代表取締役はD氏であったところ、委託業務に関する月次報告等はなされていない。また、D氏が高齢である上少なくとも近年においては病床にあり、死去の直前までコンサルティングを行える状態にあったとは考えにくい。そのため、S社による盛田(株)に対するコンサルティングの実態は契約の全期間に亘っては存在していなかったとの疑いがある。

3 交通費の支払の問題（調査対象事項③）

会長が利用した当社のJRエクスプレスカードの使用履歴において、2014年4月から2015年3月までの間の総額751万8000円の利用のうち、JRの回数券と思われる購入履歴として235万6000円（168枚分）が記録されている。かかる支出について、その経緯、使途及び会社の経費とすることの適切性が不明であるため、その合理性（価格の相当性を含む。）が調査対象とされた。

会長の回数券の購入について説明からは、業務関連性ないし業務上の必要性は必ずしも明らかではない。会社の経費とすることの適切性に適う証拠及び証言がない以上、会長の個人的な費用を会社に支払わせることによって、会社の利益を犠牲にして会長が利益を得ていると評価される部分があることは否定できない。これは、当社取締役としての忠実義務違反・善管注意義務違反を構成する。

また、会長による上記支出の妥当性について、他の取締役による監督は十分に行われていな

かったと思われ、この点において内部統制が適切に機能していなかったと評価せざるを得ない。

なお、会長も、経費として取り扱うことが不適切なものについては自己負担する旨明言し、事実上不適切な経費処理の存在について認め、是正する意向を表明している。

4 その他調査の過程で発覚した問題（調査対象事項④）

(1) 保証料

本調査の過程において、当社に対する金融機関からの融資の条件としてなされた会長の個人保証（連帯保証）について、当社より保証料が支払われており、その保証料率が、融資がなされた当初（2008年）は保証額（本件緊急融資の残高）の1%（年率。以下同じ。）であったところ⁷、2014年9月に2%に変更（増率）され⁸、その後2015年3月に1.4%に再度変更されていることが判明した。

小林社長によれば、会長に対する保証料の支払は、会長から要求されたものではなく、自主的に取締役会で判断したもの、とのことである。

これに関し、当社において義務に基づかずに保証料率を上げたこと、特にMAMのN経理部長からの依頼を受けて保証料率を上げた点に鑑みると、その必要性及び合理性には疑いが残り、当時会長の役員報酬についてクレジット会社から差押えがなされていたとの事情をも考慮すると、実質的には会長への便宜を図るための保証料率の変更であったとの疑念も払拭できない。

(2) 当社からMAM等への貸付

会長が当社の代表取締役就任した2008年12月以降、当社の有価証券報告書、取締役会議事録及び開示された資料によれば、会長の資産管理会社であり会長が実質的に支配するMAM、会長が議決権の100%を直接保有するM&S、及び会長個人に対し、貸付等に基づく資金移動等が行われたことが判明している。

MAM及びM&Sは、いずれも会長が実質的に支配している会社である。当社はこのような会社及び会長個人に対し、複数回に亘り貸付を行っている。これらの貸付は違法とは言えないものの、代表取締役ないしその支配する会社に対し、1000万円を超える規模の貸付を繰り返し行うことは、後に返済されたという事情を勘案しても、上場会社として必ずしも適切とはいえない。

第3 法的評価（まとめ）及び責任

1 会長の当社取締役としての善管注意義務・忠実義務違反

上記第2の1のとおり、会長は、少なくとも（MFSによる）MAM貸付（2億6000万円）について、

①当社の代表取締役の地位にありながら、②MFSの代表取締役として、自らが実質的に支配す

⁷金融機関に相場を確認し決定したものとのことである。

⁸変更時の保証額（借入残高）は、8億0350万円。

るMAMに対し、その回収が不能であることを認識し、あるいは認識すべきでありながら貸付を行って、MAMの利益ないしそれを通じて自己の利益を図り、③当社のMFSに対する債権を回収不能にする形で当社の利益を犠牲にしていると認定することができる。このような会長の行為は、会社の資産保全を図り、その責任財産の毀損を防ぐべき当社取締役としての忠実義務・善管注意義務に著しく反するものであるというべきである⁹。

2 業務委託契約に仮託した会長一族への利益の供与／業務関連性のない交通費

上記第2の2(4)のとおり、盛田(株)とZ社との間の業務委託契約に基づく業務委託料の支払の少なくとも一部は、会長一族に対する実質的な利益の供与に該当する疑いがある。また、上記第2の3のとおり、会社が支払った交通費の一部は、経費として支出することが不適切であるから、これについては会長に返済義務があるというべきである。

3 内部統制上の問題－取締役会の機能不全

本調査対象事項及び本調査の過程で発覚した問題に限っても、取締役会の承認又は黙認のもと、会長又は会長と懇意にある者に対し便宜を図った疑いのある取引が、複数なされている。

すなわち、上記第2の4(1)のとおり、当社取締役会は、会長に支払う保証料を増額す旨提案・承認しているが、必要性及び合理性には疑いが残るところであり、いわば能動的に会長への便宜を図ったのではないかと疑われる。

また、上記第2の2(1)の甲社の株式譲渡に関するアドバイザー契約に基づくX社に対する報酬の支払及び上記第2の2(3)の乙社の株式譲渡に関する媒介契約に基づくZ社に対する紹介手数料の支払は、いずれも会長と個人的に懇意にある者との取引であり、金額自体必ずしも妥当とはいえないことをも踏まえれば、これらの者、ひいては会長に対する便宜を図った不合理なものであるとの疑いが払拭できないものである。一般的に、経営者と個人的に懇意にある者の取引は、会社の利益を損なうおそれが他の取引に比して高いといえることから、取締役会において取引を承認するに際しては、その必要性、合理性及び相当性を慎重かつ十分に精査することが求められるべきであるが、当社取締役会は、上記各契約締結に際して、その必要性等について十分に検討することなく契約締結及び支払の承認に至っているものである。

さらに、上記第2の3のJRエクスプレスカードを用いた回数券の購入に関しても、十分にチェックをされていなかった模様である。

これらの事実に鑑みると、当社取締役会においては、内部統制機能、とりわけ経営陣（会長）による不正リスクに対する内部統制機能が適切に働いていないと考えられる。

⁹ 加えて、上記第2の3のとおり、会長は、JRエクスプレスカードを用いた回数券の購入について、当社の取締役の地位を利用して、合理性のない経費を一部計上して自己の利益を図り、当社に損害を与えており、当社取締役としての忠実義務違反・善管注意義務違反があると評価し得る。

第4 原因分析

当社は、会長の実家（盛田家）の家業（清酒醸造業）を営む旧盛田株式会社が、上場会社であるマルキン忠勇株式会社を事実上買収し、その後、盛田家の家業（清酒醸造業）等を実質的に吸収して、盛田家の事業を中核とする会社に変貌したものである。本報告書で指摘した各事項（以下「本件指摘事項」という。）は、かかる経緯により、いずれも会長の当社グループに対する“当主”意識、すなわち、「創業350年の歴史を持つ盛田家による清酒事業を中核とする当社グループについては、盛田家の“当主”である自分が、その権限及び責任を有している」という意識が、その根本的な原因となっているものと認められる。

会長は、かかる責任感から、2008年末の当社に対する緊急融資時には、当社グループの資金繰り難の危機を回避するために私財を提供するなど¹⁰、通常行わないであろう支援を行っており、会長の“当主”意識によって当社グループが多大な恩恵を受けてきた面も否定できないところではある。

しかし、“当主”意識は、会長に、上場会社である当社を旧盛田時代と同様の“個人会社”であるかのように認識させ、上場会社の代表者として有すべき株主に対する責任感や基本的な規範意識を欠如させることに繋がった。そのような中、会長及びその支配する会社の資金が枯渇し、経済的苦境に陥ったことから、本件指摘事項に至ったものであると考えられる。

また、“当主”意識に起因して、取締役の構成メンバーも自らの古くからの知己等いわば自らの側近で固めており、その結果、取締役会の会長に対する牽制機能も十分に働かない構造となっている。すなわち、当社の現取締役の大半は、会長と古くからの付き合い又は血縁関係があるため、会長に恩義を感じ、又は会長の“当主”意識を肯認して共有するなどし、当社の利益と会長ないし一族の利益とが相反する状況において、当社の利益を優先すべきである旨、会長に意見を言うことなど期待できない状況にあったことが容易に推察される。

このような陣容による取締役会では、会長の行き過ぎた“当主”意識を抑止することがおよそ期待できなかったこと、そして、今後においても、体制を抜本的に変えない限り当該意識の払拭を完全にはなしえないことが明白であり、論を俟たないというべきである。

第5 再発防止に向けた提言

上記第4の原因分析に鑑みれば、本件指摘事項と同様の事態の再発を防止するには、まず現在の経営体制の一新が必要であろう。特に、その根本原因である会長の取締役退任は必須と考えられる。さらに、取締役会の少なくとも過半数は、会長と無関係な取締役によって占められるべきである。これによって取締役会が本来予定する健全な監視監督機能を果たすことが初めに保障されるというべきである。とりわけ、財務及び経理に関する体制については、再発防止

¹⁰ 当社は、2008年9月のリーマンショック直後、(株)三菱東京UFJ銀行から11.2億円の緊急融資を受けたが、その際に、会長は、銀行からの要請を受けて、連帯保証をするとともに、会長保有の不動産（自宅）を物上保証に供した事実がある。

の観点から特に強化することが求められる。

以 上